平成25年度 国土交通省税制改正要望 結果概要



国土交通省

平成 25 年 1 月 国 土 交 通 省

平成25年度国土交通省税制改正概要(主要項目)

I. 暮らしの安全·安心の確保関連税制

1. 住まいの質の向上と暮らしの安全・安心

- ①消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策
- ②住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等(所得税、固定資産税)
- ③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長
- ④中古住宅取得に係る税制(住宅ローン減税、登録免許税、不動産取得税等)の適用要件の合理化
- ⑤サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長(法人税、不動産取得税等)

2. 災害に強い国土・地域づくり

- ①都市再生安全確保施設(備蓄倉庫)を有する建築物に対する固定資産税等の特例措置の創設
- ②首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道の耐震対策に係る固定資産税の特例措置の創設
- ③災害に強い物流効率化施設に係る特例措置の延長(法人税、固定資産税等)
- ④雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長

3. 公共交通の安全・安心

- ①鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の特例措置の延長
- ②低床型路面電車(LRT)に係る固定資産税の特例措置の延長
- ③先進安全自動車(ASV)に係る自動車重量税、自動車取得税の特例措置のバスへの拡充

Ⅱ. 成長戦略関連税制

1. 国際競争力の強化・経済安全保障

- ①トン数標準税制の拡充(法人税、法人住民税等)
- ②都市再生緊急整備地域等における特例措置(法人税、不動産取得税等)の延長
- ③都市鉄道利便増進事業に係る固定資産税等の特例措置の延長
- ④国際コンテナ戦略港湾等に係る固定資産税等の特例措置の延長
- ⑤国際バルク戦略港湾に係る固定資産税等の特例措置の創設

2. 不動産の流通及び建設投資の促進

- ①工事請負契約書等に係る印紙税の特例措置の延長及び消費税率引上げを踏まえた負担軽減 措置
- ②土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長
- ③ Jリート・SPCが取得する不動産に係る特例措置の延長(登録免許税、不動産取得税)
- ④特例事業者(仮称)が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置の 創設(登録免許税、不動産取得税)

Ⅲ. 低炭素社会・地域振興関連税制

1. 自動車の車体課税の見直し

自動車取得税の段階的廃止、自動車重量税・自動車税のグリーン化等について、平成26年 度税制改正で具体的な結論を得る

2. 低炭素社会・循環型システムの構築

- ①認定集約都市開発事業に係る買換特例等の創設(所得税、法人税等)
- ②低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置の延長
- ③環境負荷低減に資する船舶に係る特別償却制度の延長

3. 離島地域等の振興

半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度の見直し

平成25年度国土交通省税制改正概要(主要項目の概要)

I. 暮らしの安全·安心の確保関連税制

1. 住まいの質の向上と暮らしの安全・安心

①消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得について、以下の税制措置を講ずる。

あわせて、平成 29 年末まで一貫して、消費税負担増をかなりの程度緩和する給付措置を 講ずることとし、具体的な制度設計は遅くとも今夏までに明らかにすることとする。

平成 30 年以降における住宅にかかる税制のあり方については、以下の措置の実施状況を踏まえ、平成 30 年度までの税制改正において検討する。

1)住宅ローン減税について、適用期限を平成29年末まで延長し、以下のとおり拡充

入居年	控除率	控除期間	最大控除額	住民税からの 控除上限額
平成 26 年 1~3 月	1.0%	10 年	200 万円(※1)	9.75 万円
平成 26 年 4 月 ~平成 29 年 12 月	1.0%	10 年	400 万円(※2)	13.65 万円

- (※1)長期優良住宅、低炭素住宅は、300万円
- (※2)長期優良住宅、低炭素住宅は、500万円
- 2)投資型減税について、適用期限を平成29年末まで延長し、以下のとおり拡充(併せて、標準的な掛かり増し費用を見直し)

入居年	対象住宅	控除対象 限度額	控除率	最大控除額
平成 26 年 1~3 月	長期優良住宅	500 万円	10%	50 万円
平成 26 年 4 月 ~平成 29 年 12 月	長期優良住宅 低炭素住宅	650 万円	10%	65 万円

3)リフォーム減税

- ・工事費等の 10%を所得税額から控除できる特例措置について、平成 26 年 4 月(注)より最大 控除額を引き上げ(耐震・省エネ:25 万円(現行:20 万円)、バリアフリー:20 万円(現行:15 万円))、太陽熱利用システム等の省エネ対象設備の追加を行った上で、適用期限を平成 29 年末まで延長 (注)バリアフリーは平成 25 年1月より
- ・ローン残高の一定割合を所得税額から控除できる特例措置について、平成 26 年 4 月より 最大控除額を 62.5 万円(現行:60 万円)に引き上げた上で、適用期限を平成 29 年末まで 延長

- ②前記に加え、住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置について
 - ・耐震改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の特例措置を拡充(要安全確認沿道建築物(仮称)である住宅について、2年間1/2を減額(現行:1年間1/2を減額))
 - ・バリアフリー及び省エネ改修に係る固定資産税の特例措置(1年間1/3を減額)の3年間 延長
- ③住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の特例措置(保存登記:本則 0.4%→0.15%、移転登記:本則 2%→0.3% 等)の2年間延長
- ④中古住宅取得に係る住宅ローン減税、登録免許税及び不動産取得税等の特例措置の適用 要件の合理化(既存住宅売買瑕疵保険加入を適用要件に追加等)
- ⑤サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
 - ・所得税・法人税:3年間延長(平成25、26年度は5年間40%、平成27年度は5年間20%等の割増償却)
 - ・固定資産税:2年間延長(新築後5年間2/3減額)
 - ・不動産取得税:2年間延長(課税標準から1,200万円控除等(床面積30㎡以上))

2. 災害に強い国土・地域づくり

- ①都市再生安全確保計画に基づき整備する都市再生安全確保施設のうち、管理協定の対象となった備蓄倉庫に対する固定資産税等の課税標準の特例措置(5年間、特例率(参酌する割合は2/3)を条例に委任)の創設(2年間)
- ②首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の軽減措置(5年間2/3に軽減)の創設(2年間)
- ③環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る法人税等の割増償却制度(5 年間 10%)及び固定資産税等の軽減措置(5 年間 1/2 等に軽減)について、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加するとともに、対象となる附属設備に荷揃効率化装置等を追加し、貯蔵槽倉庫の規模要件を 6,000 ㎡以上(現行 5,000 ㎡)(地方税)とした上で、2 年間延長
- ④雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度(5年間10%)の2年間延長

3. 公共交通の安全・安心

- ①鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の軽減措置(5年間1/3に軽減)の2年間延長
- ②低床型路面電車(LRT)に係る固定資産税の軽減措置(5年間1/3に軽減)の2年間延長
- ③先進安全自動車(ASV)装置を搭載した自動車に係る自動車重量税の軽減措置(初回 50% 軽減)及び自動車取得税の軽減措置(初回取得価額から 350 万円控除)のバスへの拡充

Ⅱ. 成長戦略関連税制

1. 国際競争力の強化・経済安全保障

- ①トン数標準税制について、現行制度で対象となっている外航日本船舶に加え、我が国外航船 社が運航する外航日本船舶以外の船舶でその海外子会社が所有する一定の要件を満たす 外国船舶(準日本船舶)への拡充(法人税、法人住民税等)
- ②都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域における特例措置について、対象 要件等を一部見直した上で、以下の内容で2年間延長
 - ·所得税·法人税:割增償却(特定 5 年間 50%、都市 5 年間 40%)
 - ・登録免許税:建物の保存登記(本則 0.4%→特定 0.2%、都市 0.3%)
 - ・固定資産税等:課税標準の特例(特定 1/2、都市 3/5 に軽減、いずれも5年間)
 - ·不動産取得税:課税標準の特例(特定 1/2、都市 4/5 に軽減)
- ③都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る固定資産税等の軽減措置(5 年間 2/3 等)の 2 年間延長
- ④国際コンテナ戦略港湾等の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の 軽減措置(10 年間 1/2 等に軽減)の 2 年間延長
- ⑤国際バルク戦略港湾において、企業間連携の促進に資する事業を行う者が取得した荷さばき施設等に係る固定資産税等の軽減措置(10年間2/3に軽減)の創設(2年間)

2. 不動産の流通及び建設投資の促進

①工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置について、5年間延長した上で、平成26年4月1日以降に作成される文書に係る税率を以下のとおり引き下げ

契約金額		-1. Bil	現行の	小工安	
不動産の譲渡	建設工事の請負	本則	特例措置	改正案	
10 万円超 50 万円以下	100 万円超 200 万円以下	400 円	(特例措置無し)	200 円(50%減)	
50 万円超 100 万円以下	200 万円超 300 万円以下	1,000円	(特例措置無し)	500 円(50%減)	
100 万円超 500 万円以下	300 万円超 500 万円以下	2,000円	(特例措置無し)	1,000 円(50%減)	
500 万円超	1,000 万円以下	1 万円	(特例措置無し)	5,000 円(50%減)	
1,000 万円超	5,000 万円以下	2 万円	1万5千円(25%減)	1万円(50%減)	
5,000 万円超	1 億円以下	6 万円	4万5千円(25%減)	3万円(50%減)	
1 億円超	5 億円以下	10 万円	8万円(20%減)	6 万円(40%減)	
5 億円超	10 億円以下	20 万円	18 万円(10%減)	16 万円(20%減)	
10 億円超	50 億円以下	40 万円	36 万円(10%減)	32 万円(20%減)	
50 億円超		60 万円	54 万円(10%減)	48 万円(20%減)	

- ②土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置(本則2%→1.5%等)の2年間延長
- ③J リート(投資法人・投資信託)及び SPC(特定目的会社)が取得する不動産に係る特例措置 の 2 年間延長
 - •登録免許税:移転登記(本則 2%→1.3%)
 - •不動産取得税:課税標準3/5控除
- ④特例事業者(仮称)が営む不動産特定共同事業において取得する一定の不動産に係る特例 措置の創設(2 年間)
 - •登録免許税:移転登記(本則 2%→1.3%)、保存登記(本則 0.4%→0.3%)
 - •不動産取得税:課税標準 1/2 控除

Ⅲ. 低炭素社会・地域振興関連税制

1. 自動車の車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

- ① 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な 補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な 改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。
- 1)自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税 10%の時点で廃止する。消費税 8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。
- 2) 消費税 10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。
- ② 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得る。
- 1)エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税 8%段階では、財源を確保して、一層の グリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講じる。今後、グリーン 化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討す る。
- 2) 自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

2. 低炭素社会・循環型システムの構築

- ①認定集約都市開発事業に係る買換特例等(居住用資産:100%繰延べ 等)(所得税、法人税等)の創設
- ②低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の軽減措置(5 年間 2/3 等に軽減)について、対象から輸送力増強車両のうち列車の運行本数の増加に係るものを除外した上で、2 年間延長
- ③環境負荷低減に資する外航・内航船舶に係る法人税等の特別償却制度(18/100 等)について、外航船舶については、二酸化炭素排出量について改正海洋汚染防止法で定める排出基準を一定の率(7%)、上回るよう要件を強化する等の見直し、内航船舶については、設備要件の一部見直しを行った上で、2年間延長

3. 離島地域等の振興

- 〇半島、離島及び奄美群島における工業用機械等に係る特例措置について、現行措置を以下 のとおり抜本的に見直した上で、半島・離島は2年間、奄美群島は1年間延長
 - ・特別償却を割増償却(5年間、機械・装置32%、建物・附属設備、構築物48%)に変更
 - ・資本金規模に応じた取得価額の下限値(現行は一律 2000 万円以上)の引下げ等 (製造業・旅館業)

半島地域 : 資本金 1000 万円以下 取得価額 500 万円以上 等離島地域、奄美群島 : 資本金 5000 万円以下 取得価額 500 万円以上 等

(農林水産物等販売業・情報サービス業等)

半島地域・離島地域・奄美群島 : 資本金規模にかかわらず取得価額 500 万円以上